

四日市市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第13号

四日市市営住宅条例の一部を改正する条例

四日市市営住宅条例（平成9年四日市市条例第32号）の一部を次のように改正する。

改正後	
別表第1（第4条関係）	
住宅名（団地名）	位置
（略）	
高花平	高花平三丁目1番地51・1番地58、高花平四丁目1番地147、高花平五丁目1番地31・1番地32・1番地33・1番地67
（略）	

改正前	
別表第1（第4条関係）	
住宅名（団地名）	位置
（略）	
高花平	高花平三丁目1番地51・1番地58、高花平四丁目1番地147、高花平五丁目1番地31・1番地32・1番地33・ <u>1番地47</u> ・1番地67
（略）	

改正後		
別表第2（第57条関係）		
駐車場の名称	所在地	使用料（1台1か

		月当たり)
石塚町	石塚町 1 6 4 5 番・1 7 6 5 番 2・1 8 8 3 番・1 8 8 4 番	<u>1, 6 7 0 円</u>
小鹿が丘	東日野町 7 3 3 番・7 3 4 番 1・7 3 5 番 2・7 5 0 番	
高花平	高花平三丁目 1 番 5 1・1 番 5 8、四丁目 1 番 1 4 7、五丁目 1 番 3 1・1 番 3 3・1 番 6 7	
登城山	大字日永 5 2 1 7 番 1	
茂福	大字茂福 2 2 5 番 2・2 3 1 番 1	
坂部が丘	坂部が丘三丁目 1 番 1 2・1 番 2 8・1 番 2 9・1 番 3 1・1 番 7 5、四丁目 1 番 2	
三重	三重四丁目 2 番・3 番・8 番・1 1 番・1 4 番・1 6 番・1 7 番・1 9 番、九丁目 2 番 1	
大瀬古新町	日永西一丁目 4 5 3 7 番 1	<u>3, 3 0 0 円</u>
東新町	東新町 8 3 0 番 1	
丸の内町	大字茂福 1 5 0 番	
西伊倉町	西伊倉町 4 4 4 番 4・5 7 0 番 4	
内部泉町	小古曾六丁目 2 1 2 5 番	
曙町	曙一丁目 3 0 5 9 番 3・3 0 7 6 番 1	
楠旭町	楠町南五味塚 7 6 4 番 6	
楠新浜町	楠町南五味塚 6 0 0 番 2 7	

改正前		
別表第 2 (第 5 7 条関係)		
駐車場の名称	所在地	使用料 (1 台 1 か月当たり)
石塚町	石塚町 1 6 4 5 番・1 7 6 5 番 2・1 8 8 3 番・1 8 8 4 番	<u>1, 6 4 0 円</u>

小鹿が丘	東日野町 7 3 3 番・7 3 4 番 1・7 3 5 番 2・7 5 0 番	
高花平	高花平三丁目 1 番 5 1・1 番 5 8、四丁目 1 番 1 4 7、五丁目 1 番 3 1・1 番 3 3・ <u>1 番 4 7</u> ・1 番 6 7	
登城山	大字日永 5 2 1 7 番 1	
茂福	大字茂福 2 2 5 番 2・2 3 1 番 1	
坂部が丘	坂部が丘三丁目 1 番 1 2・1 番 2 8・1 番 2 9・1 番 3 1・1 番 7 5、四丁目 1 番 2	
三重	三重四丁目 2 番・3 番・8 番・1 1 番・1 4 番・1 6 番・1 7 番・1 9 番、九丁目 2 番 1	
大瀬古新町	日永西一丁目 4 5 3 7 番 1	<u>3, 240円</u>
東新町	東新町 8 3 0 番 1	
丸の内町	大字茂福 1 5 0 番	
西伊倉町	西伊倉町 4 4 4 番 4・5 7 0 番 4	
内部泉町	小古曾六丁目 2 1 2 5 番	
曙町	<u>曙一丁目 3 0 5 9 番</u> ・3 0 7 6 番 1	
楠旭町	楠町南五味塚 7 6 4 番 6	
楠新浜町	楠町南五味塚 6 0 0 番 2 7	

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第 2 の改正（使用料（1 台 1 か月当たり）の欄の改正に限る。）は、平成 3 1 年 1 0 月 1 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 改正後の四日市市営住宅条例別表第 2 の規定は、平成 3 1 年 1 0 月分以後の市営住宅の駐車場の使用料から適用し、平成 3 1 年 9 月分までの市営住宅の駐車場の使用料については、なお従前の例による。

(都市整備部市営住宅課)